

「いじめ防止基本方針」

相生市立双葉中学校
令和4年4月1日改訂

1 いじめについての基本的な認識

「いじめ」とは、「**生徒が、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。**」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（文部科学省調査の定義より）

このことより、いじめを次のようにとらえることができる。

- ① 学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係のある者とのかわり。
- ② 「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものなど
- ③ 身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなど

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことをいわれる。仲間はずれや集団による無視をされる。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをされる 等

ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする 等

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする

学校は、生徒間のトラブルを「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまで調査のための指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

（相生市教育委員会発行「教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル」より）

2 いじめの問題に対する本校の基本姿勢

- (1) 「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を全教職員がもつ・全教職員が生徒の発しているサインを見逃すことのないように、「もしかしたらいじめが起きているかもしれない」という危機感をもって生徒に接する。教員相互の情報交換会を設け、いじめの防止や早期発見に努める。

- (2) 「いじめは人間として絶対にゆるされない」という雰囲気や学校全体に醸成させる
 - ・「いじめは許さない」「いじめる側が悪い」という認識を生徒も先生も持つような学校の風土をつくる。いじめの当事者だけでなく、いじめをはやしたてたり傍観したりする態度もいじめる行為を助長する許せない行為であることを生徒に指導する。また、「いじめは犯罪行為にあたる可能性がある」という認識のもと、警察との連携を強めていく。
- (3) 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という姿勢をもって対処する
 - ・いじめられている子どもの立場で考え、生徒の悩みを親身になって受け止めると同時に迅速に対応することが、いじめの悪化を防止し早期解決につながることを意識する。
- (4) 「校内相談体制を整備する」ことによって、子どもの悩みを受け入れる
 - ・養護教諭やSC、場合によってはSSWとの連携を深めるとともに、生徒が困ったことを相談しやすい環境整備に努める。また、外部の相談機関について生徒や保護者に知らせていくなど、一人で悩ませない体制を整えていく。
- (5) 「豊かな人間関係を育むための教育活動」を教育課程に位置づける
 - ・学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、また、学級活動・総合的な学習の時間などで幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒の社会性を育み、他人の気持ちに共感できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養い、生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成をはかる。
- (6) 「生徒と教師との信頼関係」を日頃から築いていく
 - ・日常的なあいさつや声かけ、給食・休み時間・清掃時間などの機会を通じての生徒のふれあいをすすめ、生徒に対してはカウンセリングマインドに基づいた対応を心がける。
- (7) 「家庭との連携」を深める
 - ・いじめ問題の解決には、家庭の協力が重要な役割を担っている。いじめ問題の対応にあたってということに限らず、さまざまな情報を保護者に提供し、学校と家庭が協力して取りくんでいく協力体制を構築していく。

3 いじめの未然防止に向けた取りくみ

- (1) 学校として、なすべきこと
 - ア いじめは、いじめる側に問題があるという共通理解を図ること
 - イ 教育相談活動の充実と全教育活動を通じた積極的生徒指導の展開を図ること
 - ウ 積極的生徒指導をすすめていじめ問題に対応していく体制（いじめ対応チーム）をつくること
 - エ 家庭・地域・関係諸機関との連携を深めること
- (2) 教師として、なすべきこと
 - ア いじめを見抜く感性を磨くこと
 - イ 不安や悩みを受容する姿勢を持つこと
 - ウ 「自信」と「やる気」を引き出す授業に努めること
 - エ 心の居場所づくりに努めること
 - オ 一人一人の心の理解に努めること

- カ いじめは許さないという学校風土をつくること
- キ 教師間で連携・協力して問題の解決に当たること
- ク いじめを受けた生徒を最後まで守ること
- ケ 互いに個性を認め合う学級経営に努めること
- コ 生徒や保護者からの声に誠実に応えること

4 いじめ早期発見に向けた取組

(1) 日々の観察

- ア 生徒の欠席状況や言動等の変化
- イ 生活ノート等

(2) 教育相談の充実

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制を整備し、教育相談の充実を図る。

- ア 校内での教育相談体制の充実
- イ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用

(3) いじめ調査の実施

- ア 「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用
- イ いじめを早期に発見するため、定期的な調査の実施
・いじめアンケート調査 年3回（学期に1回）程度

5 いじめ早期解決に向けた取組

(1) 全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめを発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる生徒たちにも、いじているのと同様であることを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- オ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携して解決にあたる。

- ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。けっして学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ 学校や家庭には、なかなか話すことができないようであれば、「ひょうごっ子悩み（いじめ）相談」等の相談窓口の利用も検討する。

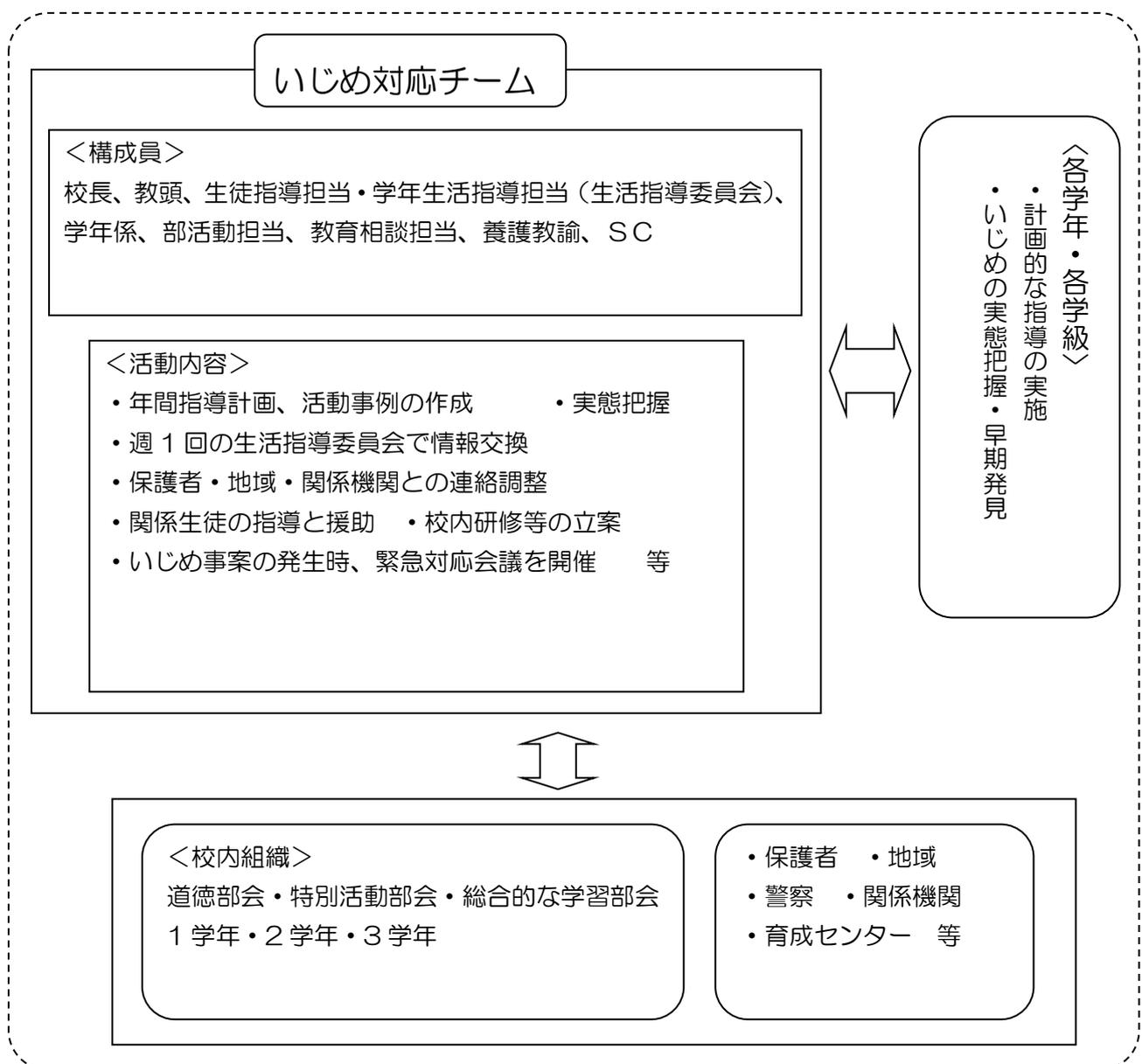
6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。インターネットの危険性やネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、警察等関係機関と連携した指導、生徒・保護者への啓発に努める。

- (1) 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。
- (2) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

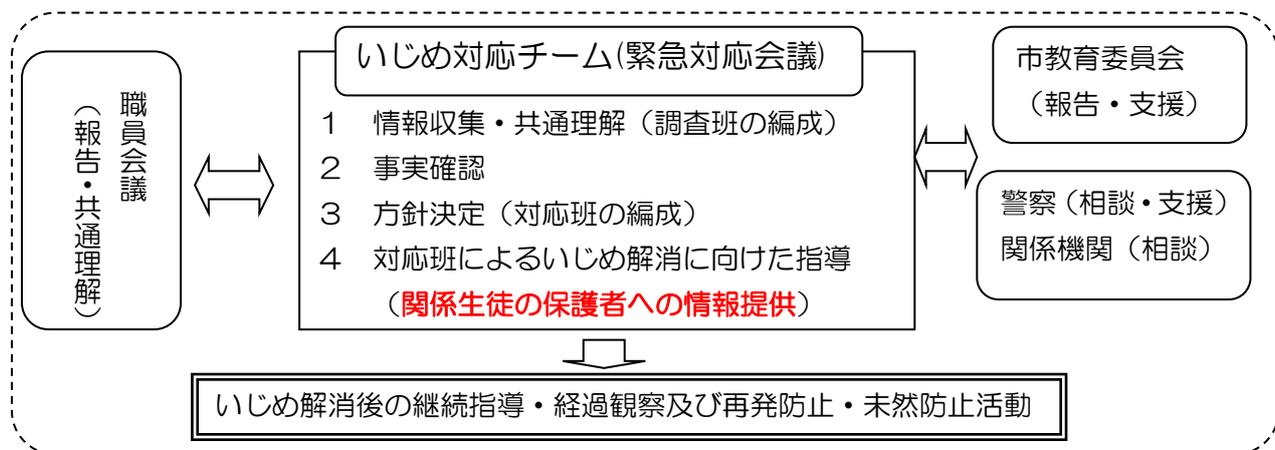
7 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ対応チーム」を設置する。



重大ないじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班・対応班を編成する。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・いじめにより相当期間欠席をしている場合



8 いじめ指導年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ対応チーム会議 指導方針・指導計画等		職員会議での生徒情報交換の定例化			
未然防止に 向けた取組	道徳・特活・総合的学習 指導計画		学級・学年づくり 人間関係力づくり		職員研修会	
早期発見に 向けた取組	生活指導委員会の定例化（いじめ事案の確認）月2回			生活アンケートの実施		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	職員会議での生徒情報交換の定例化				いじめ対応チーム会議 年度のまとめ・次年度課題	
未然防止に 向けた取組	学級・学年づくり 人間関係力づくり		職員研修会			
早期発見に 向けた取組	生活指導委員会の定例化（いじめ事案の確認）月2回			生活アンケートの実施		
	生活アンケートの実施		生活アンケートの実施			